

令和6年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	110,000
うち社会保障財源化分	60,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	高齢者福祉事業	74,650	69,232	5,418
	児童福祉事業	74,166	50,521	23,645
	障がい者福祉事業	170,572	121,937	48,635
	母子福祉事業	4,567	626	3,941
	小計	323,955	242,316	81,639
社会保険	国民健康保険事業	50,411	22,364	28,047
	介護保険事業	87,075	3,648	83,427
	後期高齢者医療保険事業	53,109	11,981	41,128
	国民年金事業	10	10	0
	小計	190,605	38,003	152,602
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,116	558	558
	乳幼児医療給付事業	2,641	1,420	1,221
	予防事業	31,467	4,281	27,186
	診療所事業	83,109	0	83,109
	小計	118,333	6,259	112,074
合計	632,893	286,578	346,315	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			60,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など